

(設置)

第1条 駅周辺等の自転車等の放置を防止し、及び自転車等の利用者の利便を図るため、柏市駐輪場(以下「駐輪場」という。)及び柏市レンタサイクル(以下「レンタサイクル」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐輪場及びレンタサイクルの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)をいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

(指定管理者による管理)

第3条の2 駐輪場のうち別表第1第1項の表第1号から第8号まで、第10号から第14号まで及び第16号から第20号までに掲げるもの(以下「指定駐輪場」という。)並びにレンタサイクルの管理は、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平21条例24・追加, 平27条例33・一部改正)

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる指定駐輪場及びレンタサイクルの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条の2ただし書及び第4条の3ただし書の規定による利用時間の変更に関すること。
- (2) 第5条の規定による利用の許可等、第6条の規定による利用の拒否、第7条の規定による利用中止の届出及び第8条の規定による許可の取消し等に関すること。
- (3) 第11条の2の規定による利用料金の收受等、第11条の3の規定による利用料金の減免及び第11条の4ただし書の規定による利用料金の返還に関すること。
- (4) 第12条第1項及び第2項の規定による利用票の交付に関すること。
- (5) 指定駐輪場及びレンタサイクルの施設、設備、物品等の維持管理に関すること。
- (6) 指定駐輪場内及びレンタサイクル内の清掃その他の環境整備に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平21条例24・追加, 平27条例33・一部改正)

(利用形態等)

第4条 駐輪場及びレンタサイクルの利用の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐輪場定期利用(3月31日を終期とする1年以内(指定駐輪場にあつては、1年以上1年以内)の期間を単位として駐輪場に自転車等を駐車させることをいう。以下同じ。)
 - (2) 駐輪場一時利用(1回(自転車等を駐輪場に入場させてから退場させるまでをいう。)を単位として駐輪場に自転車等を駐車させることをいう。以下同じ。)
 - (3) レンタサイクル1月利用(1月(月の初日(1月にあつては、4日)から末日(12月にあつては、28日)(1月から11月までの間に第4条の3第1号アに規定する正利用をする場合にあつては、当該末日の翌日)までをいう。)を単位としてレンタサイクルを利用することをいう。以下同じ。)
 - (4) レンタサイクル1日利用(1日のうち午前6時から午後10時までの時間を単位としてレンタサイクルを利用することをいう。以下同じ。)
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐輪場(指定駐輪場を除く。以下この項及び第9条第2項において同じ。)の管理上必要があると認めるときは、駐輪場の利用時間を規則で定めることができる。
- 3 駐輪場定期利用及び駐輪場一時利用の対象とする駐輪場及び当該駐輪場の利用の対象とする自転車等の種類は、別表第2のとおりとする。

(平17条例85・平21条例24・平26条例47・平27条例33・一部改正)

(指定駐輪場の利用時間)

第4条の2 指定駐輪場の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平21条例24・追加)

(レンタサイクルの利用時間)

第4条の3 レンタサイクルの利用時間は、次の各号に掲げる利用の形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) レンタサイクル1月利用 次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 正利用(夜間にレンタサイクルを利用することをいう。) 12月29日から翌年の1月3日までの日(以下この条において「年末年始の休日」という。)を除く日の午後6時から翌日の午前8時(12月28日にあつては、同日の午後10時)まで

イ 逆利用(昼間にレンタサイクルを利用することをいう。) 年末年始の休日を除く日の午前8時から午後6時まで

(2) レンタサイクル1日利用 年末年始の休日を除く日の午前6時から午後10時まで
(平27条例33・追加)

(利用の許可等)

第5条 駐輪場を利用しようとする者は、あらかじめ市長(指定駐輪場にあつては、指定管理者。次項及び第3項、次条、第7条第1項、第8条第1項及び第2項並びに第12条において同じ。))の許可を受けなければならない。ただし、駐輪場一時利用の場合にあつては、この限りでない。

2 前項の許可(以下「駐輪場利用許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐輪場利用許可をしないことができる。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を前項の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)に通知するものとする。

(1) 駐輪場の収容台数を超えるとき。

(2) 申請者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 申請者が駐輪場の施設、附帯設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐輪場の管理上支障があると認めるとき。

4 レンタサイクルを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

5 前項の許可(以下「レンタサイクル利用許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクル利用許可をしないことができる。この場合において、指定管理者は、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を前項の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)に通知するものとする。

(1) レンタサイクルの台数を超えるとき。

(2) 申請者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 申請者がレンタサイクルを汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、レンタサイクルの管理上支障があると認めるとき。

(平21条例24・平22条例45・平27条例33・一部改正)

(利用の拒否)

第6条 市長は、駐輪場一時利用に係る駐輪場の収容台数を超えるときは、当該駐輪場に係る駐輪場一時利用を拒むことができる。

(利用中止の届出)

第7条 駐輪場利用許可を受けた者は、当該駐輪場利用許可に係る駐輪場の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 レンタサイクル利用許可(レンタサイクル1月利用に係るものに限る。以下この項及び次条第3項において同じ。)を受けた者は、当該レンタサイクル利用許可に係るレンタサイクルの利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平27条例33・一部改正)

(許可の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、駐輪場利用許可を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐輪場利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を当該駐輪場利用許可を受けた者(以下「駐輪場使用者」という。)に通知するものとする。

(1) 駐輪場使用者が偽りその他不正の行為により駐輪場利用許可を受けたとき。

(2) 駐輪場使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害、事故、駐輪場の補修その他の理由により駐輪場を利用に供することができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 指定管理者は、前条第2項の規定による届出があつたときは、レンタサイクル利用許可を取り消すものとする。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクル利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者は、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を当該レンタサイクル利用許可を受けた者(以下「レンタサイクル使用者」という。)に通知するものとする。

(1) レンタサイクル使用者が偽りその他不正の行為によりレンタサイクル利用許可を受けたとき。

(2) レンタサイクル使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (3) レンタサイクル使用者がその利用に係るレンタサイクルを柏市自転車等放置防止条例(昭和58年柏市条例第21号)第7条第1項に規定する禁止区域内に放置し、又はレンタサイクルの利用に際し道路交通法その他の法令の規定に違反する行為をしたとき。
- (4) 災害、事故その他の理由によりレンタサイクルを利用に供することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(平27条例33・一部改正)

(使用料の額等)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

- (1) 駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者を除く。)及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)をしようとする者(第3項に規定する回数券を使用する者を除く。)別表第3第1項の表及び第2項の表に定める額
- (2) 第3項の規定による回数券の発行(以下「回数券の発行」という。)を受けようとする者 別表第3第4項の表に定める発行額
- 2 使用料は、駐輪場定期利用(指定駐輪場に係るものを除く。)に係るものについては駐輪場利用許可を受けた際に、駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)に係るもの(回数券の発行に係るものを除く。)については駐輪場に自転車等を入場させる際に、駐輪場一時利用に係るもの(回数券の発行に係るものに限る。)については当該回数券の発行を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、1枚につき24時間まで駐輪場一時利用(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものに係るものを除く。第12条第4項において準用する同条第3項において同じ。)をすることができる回数券(以下「回数券」という。)を発行するものとする。
- 4 回数券の額面、発行単位及び発行額は、別表第3第4項の表のとおりとする。
- 5 回数券の有効期間は、回数券の発行を受けた日から起算して1年間とする。
- 6 回数券は、再発行しない。

(平17条例85・平21条例24・平26条例47・平27条例33・一部改正)

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料の減額又は免除をすることができる。

- 2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。
- (使用料の返還)

第11条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長は、第8条第2項第1号又は第2号に該当することにより駐輪場利用許可を取り消した場合を除き、必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部の返還をすることができる。

- 2 前項ただし書の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。
- (平27条例33・一部改正)

(利用料金)

第11条の2 駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者に限る。)、レンタサイクル使用者及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものに限る。)をしようとする者(回数券を使用する者を除く。)は、指定駐輪場及びレンタサイクルの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に支払わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 駐輪場定期利用 駐輪場利用許可を受けた際
- (2) 駐輪場一時利用(利用料金の精算及び収受をするための機器が設置されている車輪止め装置(以下「料金精算等機能付車輪止め装置」という。)を利用してするものを除く。) 指定駐輪場に自転車等を入場させる際
- (3) 駐輪場一時利用(料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするものに限る。) 指定駐輪場から自転車等を退場させる際
- (4) レンタサイクル1月利用及びレンタサイクル1日利用 レンタサイクル利用許可を受けた際

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 4 利用料金の額は、別表第3第1項の表から第3項の表までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(平21条例24・追加、平26条例47・平27条例33・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条の3 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(平21条例24・追加)

(利用料金の返還)

第11条の4 既に支払った利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、当該利用料金の全部又は一部の返還をすることができる。

(平21条例24・追加)

(利用票の交付等)

第12条 市長は、駐輪場定期利用又は駐輪場一時利用(回数券を使用してするもの(指定駐輪場にあつては、料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするもの及び回数券を使用してするもの)を除く。)に係る使用料(指定駐輪場にあつては、利用料金。以下この条及び第14条において同じ。)の納付があつたときは当該使用料を納付した者に利用票を交付するものとする。

2 指定管理者は、レンタサイクル1月利用に係る利用料金の納付があつたときは当該利用料金を納付した者に利用票を交付するものとする。

3 前2項の規定による利用票の交付を受けた者は、規則で定めるところにより、駐輪場に駐車させる自転車等に当該利用票を貼付し、若しくは掲示し、又は当該利用票を携帯しなければならない。

4 前項の規定は、回数券を使用して駐輪場一時利用をする者について準用する。この場合において、同項中「駐輪場」とあるのは「駐輪場(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものを除く。)」と、「利用票を貼付し、若しくは掲示し、又は当該利用票を携帯しなければ」とあるのは「回数券を掲示しなければ」と読み替えるものとする。

(平21条例24・平26条例47・平27条例33・一部改正)

(返却)

第13条 レンタサイクル使用者は、規則で定めるところにより、利用に係るレンタサイクルを返却しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平27条例33・一部改正)

(権利等の譲渡等の禁止)

第14条 駐輪場使用者、レンタサイクル使用者及び駐輪場一時利用に係る使用料を納付した者は、駐輪場若しくはレンタサイクルの利用の権利、回数券、第12条第1項若しくは第2項の利用票又は利用に係るレンタサイクルを第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平26条例47・平27条例33・一部改正)

(禁止事項)

第15条 駐輪場を利用する者は、駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐輪場の施設、附帯設備等又は駐車中の他の自転車等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれのある行為をすること。

(2) 他の自転車等の駐車を妨げること。

(3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発生する物を持ち込むこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 レンタサイクルを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) レンタサイクルを改造し、汚損し、破損し、又は滅失するおそれのある行為をすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、レンタサイクルの管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第16条 駐輪場の施設、附帯設備等又はレンタサイクルに損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(無許可駐車自転車等に関する措置)

第17条 市長は、第5条第1項、第9条第1項又は第12条第3項の規定に違反して駐輪場内に相当の期間にわたり駐車してある自転車等があり、かつ、当該駐輪場の他の利用者の利用を著しく妨げていると認めるときは、当該自転車等を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定による自転車等の移動及び保管に要した規則で定める額の費用を当該自転車等の所有者又は利用者から徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例85・平27条例33・一部改正)

(市長による管理等)

第17条の2 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に指定駐輪場の管理を行わせることができない場合においては、第11条の2から第11条の4までの規定は適用せず、第4条第2項、第4条の2、第4条の3、第5条第1項及び第4項から第6項まで、第7条第2項、第8条第3項及び第4項、第9条第1項第1号、第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第2項及び同条第4項において準用する同条第3項並びに第13条の規定の適用については、第4条第2項中「駐輪場(指定駐輪場を除く。以下この項及び第9条第2項において同じ。)」とあるのは「駐輪場」と、第4条の2ただし書及び第4条の3各号列記以外の部分中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第5条第1項本文中「市長(指定駐輪場にあつては、指定管理者。次項及び第3項、次条、第7条第1項、第8条第1項及び第2項並びに第12条において同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第4項から第6項まで、第7条第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項第1号中「駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者を除く。)」及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場使用者及び駐輪場一時利用」と、「及び第2項

の表」とあるのは「から第3項の表まで」と、同条第2項中「駐輪場定期利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場定期利用」と、「駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「レンタサイクル1月利用及びレンタサイクル1日利用に係るものについてはレンタサイクル利用許可を受けた際に、駐輪場一時利用」と、同条第3項中「駐輪場一時利用(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号に掲げるものに係るものを除く。第12条第4項において準用する同条第3項において同じ。)」とあるのは「駐輪場一時利用」と、第11条第1項ただし書中「駐輪場利用許可」とあるのは「駐輪場利用許可を取り消した場合及び同条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりレンタサイクル利用許可」と、第12条第1項中「回数券を使用してするもの(指定駐輪場にあつては、料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするもの及び回数券を使用してするもの)」とあるのは「回数券を使用してするもの」と、「使用料(指定駐輪場にあつては、利用料金。以下この条及び第14条において同じ。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第4項において準用する同条第3項中「駐輪場(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものを除く。)」とあるのは「駐輪場」と、第13条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(平21条例24・追加，平26条例47・平27条例33・一部改正)

(罰則)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に附則第8項の規定による改正前の柏市自転車等放置防止条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項の規定による登録を受けている者は第5条第1項の規定による許可を受けた者とみなし、当該登録は同項の規定による許可とみなす。
- 3 前項の規定により第5条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた者であつて、前項の規定により許可とみなされた登録に係る旧条例第13条第1項の規定による登録手数料を納付したものは第9条第1項の規定により使用料を納付した者とみなし、当該登録手数料は同項に規定する使用料とみなす。
- 4 附則第2項の規定により第5条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた者が交付を受けた附則第2項の規定により許可とみなされた登録に係る登録証又は登録カードは、第12条第1項の規定による交付を受けた利用票とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例に基づき本市が設置した駐輪場内に旧条例又は旧条例に基づく定めに違反して置かれ、又は相当の期間にわたり放置されている自転車又は原動機付自転車の処理については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の日から平成16年3月31日までの間の駐輪場定期利用に係る許可を受けた者が納付すべき使用料の額は、第9条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

駐輪場定期利用に係る許可を受けた日の属する月	使用料(円)					
	自転車(1台当たり)				原動機付自転車(1台当たり)	
	柏市、松戸市、我孫子市、流山市、野田市及び沼南町に居住する者		左欄以外の市区町村に居住する者		柏市、松戸市、我孫子市、流山市、野田市及び沼南町に居住する者	左欄以外の市区町村に居住する者
	一般	高校生以下	一般	高校生以下		
平成15年12月	2,400	1,200	4,800	2,400	4,800	9,600
平成16年1月	1,800	900	3,600	1,800	3,600	7,200
平成16年2月	1,200	600	2,400	1,200	2,400	4,800
平成16年3月	600	300	1,200	600	1,200	2,400

備考 「高校生以下」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育施設として市長が別に定めるものに通学する者をいう。

- 7 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項の規定による納付のあつた登録手数料(附則第3項の規定により使用料とみなされた登録手数料を含む。)の還付については、なお従前の例による。

(柏市自転車等放置防止条例の一部改正)

- 8 柏市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

第13条の2を削る。
第14条及び第15条中「別表第2」を「別表」に改める。
別表第1を削り、別表第2を別表とする。

(準備行為)

9 第5条の規定による申請及び許可、第7条の規定による届出、第9条の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、第5条、第7条及び第9条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成17年条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。ただし、第1条中第4条及び第9条の改正規定並びに別表第2を別表第3とし、別表第1の次に1表を加える改正規定は同年4月1日から、第2条及び附則第4項の規定は同年7月1日から施行する。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「沼南町との合併日」という。)前にされた町営駐車場(沼南町自転車の放置防止に関する条例(平成6年沼南町条例第2号。以下「沼南町条例」という。)第7条第1項に規定する町営駐車場をいう。)内に置かれた自転車(沼南町条例第2条第1号に規定する自転車をいう。)の沼南町条例第14条第2項の規定による保管場所への移送は、第1条の規定による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりされた駐輪場内の自転車又は原動機付自転車の移動及び保管とみなす。

3 沼南町との合併日から平成17年6月30日までの間に次の表に掲げる駐輪場を利用しようとする者については、改正後の条例第5条(第4項を除く。)、第7条から第12条まで、第14条、第17条及び第18条の規定は、適用しない。この場合において、当該期間内に同表に掲げる駐輪場を利用しようとする者は、午前零時から午後12時までの間、自転車又は原動機付自転車を同表に掲げる駐輪場に駐車させることができる。

高柳駅東口第一駐輪場
高柳駅東口第二駐輪場
高柳駅東口第三駐輪場
高柳駅東口第四駐輪場
大津ヶ丘駐輪場
中ノ橋駐輪場

4 次の表に掲げる駐輪場について平成17年7月1日から平成19年3月31日までの間の駐輪場定期利用に係る許可を受けた者が納付すべき使用料の額は、改正後の条例第9条第1項の規定にかかわらず、同表に定める額とする。

駐輪場	使用料(円)			
	自転車(1台当たり)		原動機付自転車(1台当たり)	自動二輪車(1台当たり)
	一般	高校生以下		
高柳駅東口第一駐輪場	4,800	2,400		
高柳駅東口第二駐輪場	4,800	2,400		
高柳駅東口第三駐輪場	4,800	2,400	9,600	14,400
高柳駅東口第四駐輪場	4,800	2,400		
大津ヶ丘駐輪場	2,400	1,200		
中ノ橋駐輪場	2,400	1,200		

備考

- 1 5月1日以後の日から当該日の属する年度の末日までの間の利用に係る使用料の額は、この表に定める額を12で除して得た額に許可を受けた日の属する月から当該許可を受けた日の属する年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。
- 2 「高校生以下」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育施設として市長が別に定めるものに通学する者をいう。

附 則(平成17年条例第101号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項の規定 平成17年9月1日
- (2) 別表第1第2項の表の改正規定 平成17年10月1日
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成17年9月30日までの間に柏の葉キャンパス駅第一駐輪場又は柏たなか駅第一駐輪場を利用しようとする者については、この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)第5条、第7条から第12条まで、第14条、第17条及び第18条の規定は、適用しない。
(準備行為)
- 3 柏の葉キャンパス駅レンタサイクルのレンタサイクル1月利用に係る改正後の条例第5条の規定による申請及び許可、改正後の条例第7条の規定による届出、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、別表第1第2項の表の改正規定の施行の日前においても、改正後の条例第5条、第7条及び第9条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成17年条例第134号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年3月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)別表第3第1項の表の規定はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の駐輪場定期利用について適用し、施行日前の駐輪場定期利用についてはなお従前の例による。
- 3 大津ヶ丘駐輪場及び中ノ橋駐輪場における平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の駐輪場定期利用(原動機付自転車の利用に係るものに限る。以下この項において同じ。)に係る許可を受けた者が納付すべき使用料の額は、改正後の条例第9条第1項の規定及び柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例(平成17年柏市条例第85号)附則第4項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

駐輪場定期利用に係る許可の期間の初日の属する月	使用料(円) (1台当たり)
平成18年4月	4,800
平成18年5月	4,400
平成18年6月	4,000
平成18年7月	3,600
平成18年8月	3,200
平成18年9月	2,800
平成18年10月	2,400
平成18年11月	2,000
平成18年12月	1,600
平成19年1月	1,200
平成19年2月	800
平成19年3月	400

(準備行為)

- 4 柏駅西口第五駐輪場における駐輪場定期利用並びに大津ヶ丘駐輪場及び中ノ橋駐輪場における駐輪場定期利用(原動機付自転車の利用に係るものに限る。)に係る改正後の条例第5条の規定による申請及び許可、改正後の条例第7条の規定による届出、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第5条、第7条及び第9条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成18年条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月2日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する南柏駅東口第一駐輪場における駐輪場定期利用及び豊四季駅南口第一駐輪場における自動二輪車に係る駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による申請及び許可、改正後の条例第7条の規定による届出、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条、第7条及び第9条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成19年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月3日から施行する。
(準備行為)

- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する柏の葉キャンパス駅第二駐輪場における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による申請及び許可、改正後の条例第7条の規定による届出、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条、第7条及び第9条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成20年条例第38号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項の表及び同表第2項の表の改正規定は公布の日から、次項の規定は同年3月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の2に規定する指定駐輪場における駐輪場定期利用(駐輪場の利用を開始しようとする日が平成22年4月1日であるものに限る。)に係る改正後の条例第4条の2ただし書の規定による利用時間の変更、改正後の条例第5条の規定による利用の許可等、改正後の条例第7条の規定による利用中止の届出、改正後の条例第8条の規定による許可の取消し等、改正後の条例第11条の2の規定による利用料金の収受等、改正後の条例第11条の3の規定による利用料金の減免、改正後の条例第11条の4ただし書の規定による利用料金の返還及び改正後の条例第12条第1項の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第4条の2ただし書、改正後の条例第5条、改正後の条例第7条、改正後の条例第8条、改正後の条例第11条の2、改正後の条例第11条の3、改正後の条例第11条の4ただし書及び改正後の条例第12条第1項の規定の例により、改正後の条例第3条の2に規定する指定管理者に行わせることができる。

附 則(平成21年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項の表の改正規定は公布の日から、次項の規定は同年3月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する柏駅西口第三駐輪場における原動機付自転車に係る駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による申請及び許可、改正後の条例第7条の規定による届出、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付、改正後の条例第12条第1項の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条、第7条、第9条及び第12条第1項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成22年条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は公布の日から、次項の規定は同年3月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する柏駅西口第六駐輪場における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による申請及び許可、改正後の条例第7条の規定による届出、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付、改正後の条例第12条第1項の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条、第7条、第9条及び第12条第1項の規定の例により行うことができる。

附 則(平成23年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の柏駅西口第三駐輪場の駐輪場定期利用及び駐輪場一時利用並びに豊四季駅南口第一駐輪場の駐輪場一時利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第29号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 6 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであつて、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(11)まで 略

(12) 駐輪場及びレンタサイクルの利用に係る使用料又は利用料金

附 則(平成26年条例第47号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の柏駅西口第九駐輪場の駐輪場定期利用及び駐輪場一時利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の2に規定する指定駐輪場における駐輪場定期利用(駐輪場の利用を開始しようとする日が平成28年4月1日であるものに限る。)及び柏駅東口レンタサイクルにおけるレンタサイクル1月利用(レンタサイクルの利用を開始しようとする日が平成28年4月1日であるものに限る。)に係る改正後の条例第4条の2ただし書及び第4条の3ただし書の規定による利用時間の変更、改正後の条例第5条の規定による利用の許可等、改正後の条例第7条の規定による利用中止の届出、改正後の条例第8条の規定による許可の取消し等、改正後の条例第11条の2の規定による利用料金の收受等、改正後の条例第11条の3の規定による利用料金の減免、改正後の条例第11条の4ただし書の規定による利用料金の返還並びに改正後の条例第12条第1項及び第2項の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第4条の2ただし書及び第4条の3ただし書、改正後の条例第5条、改正後の条例第7条、改正後の条例第8条、改正後の条例第11条の2、改正後の条例第11条の3、改正後の条例第11条の4ただし書並びに改正後の条例第12条第1項及び第2項の規定の例により、改正後の条例第3条の2に規定する指定管理者に行わせることができる。

附 則(平成29年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、同年3月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1第1項の表に掲げる駐輪場(改正後の条例第3条の2に規定する指定駐輪場及び同表第31号に掲げる駐輪場を除く。)における駐輪場定期利用(駐輪場の利用を開始しようとする日が平成30年4月1日であるものに限る。以下同じ。)に係る改正後の条例第9条の規定による使用料の納付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の条例別表第1第1項の表に掲げる駐輪場(同表第31号に掲げる駐輪場に限る。)における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による利用の許可等、改正後の条例第7条の規定による利用中止の届出、改正後の条例第8条の規定による許可の取消し等、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付、改正後の条例第10条の規定による使用料の減免、改正後の条例第11条の規定による使用料の返還及び改正後の条例第12条の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第5条、改正後の条例第7条から第11条まで及び改正後の条例第12条の規定の例により行うことができる。
- 4 改正後の条例第3条の2に規定する指定駐輪場(改正後の条例別表第1第1項の表第3号、第7号、第13号、第16号及び第18号に掲げる駐輪場を除く。)における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第11条の2の規定による利用料金の收受等及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条の規定の例により、改正後の条例第3条の2に規定する指定管理者に行わせることができる。
- 5 改正後の条例第3条の2に規定する指定駐輪場(改正後の条例別表第1第1項の表第3号、第7号、第13号、第16号及び第18号に掲げる駐輪場に限る。)における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による利用の許可等、改正後の条例第7条の規定による利用中止の届出、改正後の条例第8条の規定による許可の取消し等、改正後の条例第11条の2の規定による利用料金の收受等、改正後の条例第11条の3の規定による利用料金の減免、改正後の条例第11条の4の規定による利用料金の返還及び改正後の条例第12条の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例第5条、改正後の条例第7条、改正後の条例第8条及び改正後の条例第11条の2から第12条までの規定の例により、改正後の条例第3条の2に規定する指定管理者に行わせることができる。

附 則(平成30年条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の柏市駐輪場等条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する高柳駅西口第一駐輪場における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第5条の規定による利用の許可等、改正後の条例第7条の規定による利用中止の届出、改正後の条例第8条の規定による許可の取消し等、改正後の条例第9条の規定による使用料の納付、改正後の条例第10条の規定による使用料の減免、改正後の条例第11条の規定による使用料の返還及び改正後の条例第12条の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条、改正後の条例第7条から第11条まで及び改正後の条例第12条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成31年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
4 附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、なお従前の例による。

(1)から(7)まで 略

(8) 施行日前に入場し、施行日以後に退場する場合の駐輪場の利用に係る料金

(9) 施行日前に許可を受けた駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

(10) 施行日前に発行された自転車等の回数券を使用して駐輪場を利用する場合の料金

(準備行為)

5 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであつて、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(11)まで 略

(12) レンタサイクルの利用に係る利用料金又は使用料

附 則(令和2年条例第46号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条の2)

(平17条例85・平17条例101・平17条例134・平18条例52・平19条例27・平19条例63・平20条例38・平21条例24・平21条例36・平22条例45・平23条例41・平25条例29・平27条例33・平29条例20・平29条例26・平30条例36・令2条例46・一部改正)

1 駐輪場

号	名称	位置
1	柏駅東口第一駐輪場	柏市中央町866番1ほか
2	柏駅東口第二駐輪場	柏市柏四丁目48番42ほか
3	柏駅東口第三駐輪場	柏市泉町766番276ほか
4	柏駅東口第四駐輪場	柏市柏五丁目77番13ほか
5	柏駅東口第五駐輪場	柏市柏五丁目68番26ほか
6	柏駅東口第六駐輪場	柏市泉町766番283
7	柏駅西口第一駐輪場	柏市旭町一丁目14番24ほか
8	柏駅西口第二駐輪場	柏市あけぼの一丁目226番17ほか
9	削除	
10	柏駅西口第四駐輪場	柏市あけぼの一丁目81番3ほか
11	柏駅西口第五駐輪場	柏市旭町一丁目829番66の一部
12	柏駅西口第六駐輪場	柏市末広町60番3ほか
13	柏駅西口第七駐輪場	柏市旭町一丁目15番1ほか
14	柏駅西口第八駐輪場	柏市末広町67番9
15	削除	
16	南柏駅東口第一駐輪場	柏市南柏中央4番4ほか
17	南柏駅東口第二駐輪場	柏市豊四季511番46先
18	北柏駅南口第一駐輪場	柏市根戸1880番5ほか

19	北柏駅南口第二駐輪場	柏市根戸1588番6ほか
20	北柏駅南口第三駐輪場	柏市北柏一丁目15番ほか
21	北柏駅北口第一駐輪場	柏市根戸294番ほか
22	北柏駅北口第二駐輪場	柏市根戸2009番3ほか
23	豊四季駅南口第一駐輪場	柏市豊四季1005番5
24	豊四季駅北口第一駐輪場	柏市豊四季154番16ほか
25	新柏駅東口第一駐輪場	柏市新柏一丁目12番5の一部
26	新柏駅西口第一駐輪場	柏市豊住三丁目155番4
27	新柏駅西口第二駐輪場	柏市つくしが丘四丁目1810番256の一部
28	増尾駅東口第一駐輪場	柏市増尾一丁目1859番3の一部
29	増尾駅東口第二駐輪場	柏市増尾一丁目1860番20ほか
30	増尾駅西口第一駐輪場	柏市加賀三丁目1942番11ほか
31	増尾駅西口第二駐輪場	柏市加賀三丁目1859番1ほか
32	逆井駅東口第一駐輪場	柏市逆井藤ノ台31番1ほか
33	逆井駅西口第一駐輪場	柏市逆井二丁目14番26ほか
34	高柳駅東口第一駐輪場	柏市高柳1514番25ほか
35	高柳駅東口第二駐輪場	柏市高柳1476番3の一部
36	高柳駅東口第三駐輪場	柏市高柳1485番1ほか
37	高柳駅東口第五駐輪場	柏市高柳1489番1ほか
38	高柳駅西口第一駐輪場	柏市高柳一丁目2番4ほか
39	大津ヶ丘駐輪場	柏市大津ヶ丘三丁目53番2先
40	中ノ橋駐輪場	柏市大井101番

2
レンタサイクル

名称	位置
柏駅東口レンタサイクル	柏市柏四丁目48番42ほか

別表第2(第4条第3項)

(平17条例85・追加，平17条例101・平17条例134・平18条例52・平19条例63・平20条例38・平21条例36・平22条例45・平23条例41・平26条例47・平27条例33・平29条例26・平30条例36・一部改正)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自転車	原動機付自転車	自動二輪車	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
柏駅東口第一駐輪場	○			○		
柏駅東口第二駐輪場	○			○		
柏駅東口第三駐輪場	○	○		○		
柏駅東口第四駐輪場	○	○		○		
柏駅東口第五駐輪場	○			○		
柏駅東口第六駐輪場	○	○	○	○	○	○
柏駅西口第一駐輪場	○			○		
柏駅西口第二駐輪場	○			○		
柏駅西口第四駐輪場	○	○	○	○	○	○
柏駅西口第五駐輪場	○			○		
柏駅西口第六駐輪場	○	○		○		
柏駅西口第七駐輪場	○	○		○	○	
柏駅西口第八駐輪場	○			○		
南柏駅東口第一駐輪場	○	○		○	○	
南柏駅東口第二駐輪場	○	○	○	○	○	○

北柏駅南口第一駐輪場	○	○		○		
北柏駅南口第二駐輪場	○	○	○	○	○	○
北柏駅南口第三駐輪場	○			○		
北柏駅北口第一駐輪場	○	○	○	○	○	○
北柏駅北口第二駐輪場	○			○		
豊四季駅南口第一駐輪場	○	○	○	○		
豊四季駅北口第一駐輪場	○	○	○	○	○	○
新柏駅東口第一駐輪場	○	○		○	○	
新柏駅西口第一駐輪場	○			○		
新柏駅西口第二駐輪場	○	○		○		
増尾駅東口第一駐輪場	○	○		○	○	
増尾駅東口第二駐輪場	○			○		
増尾駅西口第一駐輪場	○			○		
増尾駅西口第二駐輪場	○	○		○	○	
逆井駅東口第一駐輪場	○	○		○		
逆井駅西口第一駐輪場	○	○		○		
高柳駅東口第一駐輪場	○			○		
高柳駅東口第二駐輪場	○			○		
高柳駅東口第三駐輪場	○	○	○	○		
高柳駅東口第五駐輪場				○	○	○
高柳駅西口第一駐輪場	○			○		
大津ヶ丘駐輪場	○	○		○		
中ノ橋駐輪場	○	○		○		

別表第3(第9条第1項及び第4項, 第11条の2第4項)

(平17条例85・旧別表第2繰下・一部改正, 平17条例101・平17条例134・平18条例52・平19条例63・平20条例38・平21条例24・平21条例36・平22条例45・平23条例41・平25条例52・平26条例47・平27条例33・平29条例26・平30条例36・平31条例3・一部改正)

1 駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

駐輪場		使用料又は利用料金(円)			
		自転車(1台当たり)		原動機付自転車(1台当たり)	自動二輪車(1台当たり)
		一般	高校生以下		
柏駅東口第一駐輪場		17,040	17,040		
柏駅東口第二駐輪場		17,040	17,040		
柏駅東口第三駐輪場	1階及び2階	9,720	4,920	17,040	
	3階	6,120	3,000		
	屋上	3,840	1,800		
柏駅東口第四駐輪場		4,920	2,400	11,040	
柏駅東口第五駐輪場		11,040	5,520		
柏駅東口第六駐輪場		6,120	3,000	13,440	18,360
柏駅西口第一駐輪場	地下1階, 1階及び2階	11,040	5,520		
	3階	8,520	4,320		
柏駅西口第二駐輪場		11,040	5,520		
柏駅西口第四駐輪場		4,920	2,400	11,040	17,040
柏駅西口第五駐輪場		6,120	3,000		
柏駅西口第六駐輪場		8,520	4,320	17,040	
柏駅西口第七駐輪場	1階及び2階	9,720	4,920	21,960	
	3階	6,120	3,000		

柏駅西口第八駐輪場		6,120	3,000		
南柏駅東口第一駐輪場	地下1階, 1階及び2階	11,040	5,520	21,960	
	3階	9,720	4,920		
南柏駅東口第二駐輪場		6,120	3,000	11,040	14,640
北柏駅南口第一駐輪場	1階及び2階	12,240	6,120	19,560	
	3階	9,720	4,920		
北柏駅南口第二駐輪場		3,840	1,800	17,040	19,560
北柏駅南口第三駐輪場		12,240	12,240		
北柏駅北口第一駐輪場		6,120	3,000	14,640	18,360
北柏駅北口第二駐輪場		6,120	3,000		
豊四季駅南口第一駐輪場		6,120	3,000	14,640	17,040
豊四季駅北口第一駐輪場		7,320	3,720	18,360	21,960
新柏駅東口第一駐輪場		8,520	4,320	17,040	
新柏駅西口第一駐輪場		6,120	3,000		
新柏駅西口第二駐輪場		6,120	3,000	11,040	
増尾駅東口第一駐輪場		7,320	3,720	17,040	
増尾駅東口第二駐輪場		8,520	4,320		
増尾駅西口第一駐輪場		11,040	5,520		
増尾駅西口第二駐輪場		8,520	4,320	18,360	
逆井駅東口第一駐輪場		7,320	3,720	14,640	
逆井駅西口第一駐輪場		7,320	3,720	14,640	
高柳駅東口第一駐輪場		11,040	5,520		
高柳駅東口第二駐輪場		11,040	5,520		
高柳駅東口第三駐輪場		7,320	3,720	14,640	19,560
高柳駅西口第一駐輪場	1階及び2階	11,040	5,520		
	3階	8,520	4,320		
大津ヶ丘駐輪場		3,840	1,800	7,560	
中ノ橋駐輪場		3,840	1,800	7,560	

備考

- 5月1日以後の日から当該日の属する年度の末日までの間の利用に係る使用料の額は、この表に定める額を12で除して得た額に許可を受けた日の属する月から当該許可を受けた日の属する年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。
- 利用の期間が1年未満のものについての利用料金の額は、この表に定める額を12で除して得た額に100分の130を乗じて得た額に利用の期間の初日の属する月から利用の期間の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。
- 「高校生以下」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育施設として市長が別に定めるものに通学する者をいう。
- 駐輪場一時利用の使用料(回数券の発行に係るものを除く。以下この項において同じ。)又は利用料金

自転車等(1台当たり)	使用料又は利用料金(円)
自転車	100
原動機付自転車	210
自動二輪車	320

備考 使用料又は利用料金の額は、当初の24時間までこの表に定める額とし、以後24時間増すまでごとにこの表に定める額を加算した額とする。

3 レンタサイクルの利用料金

利用形態(1台当たり)	利用料金(円)
-------------	---------

	一般	高校生以下
レンタサイクル1月利用	2, 100	1, 050
レンタサイクル1日利用	210	100

備考 「高校生以下」とは，学校教育法第1条に規定する小学校，中学校，高等学校その他これらに類する教育施設として市長が別に定めるものに通学する者をいう。

4 回数券の額面，発行単位及び発行額

自転車等(1台当たり)	額面(円)	発行単位	発行額(円)
自転車	100	11枚	1, 000
原動機付自転車	210		2, 100
自動二輪車	320		3, 200